

○津軽広域連合議会公印規程

(平成10年 2 月26日議会訓令第 1 号)

改正 平成22年 2 月16日議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 津軽広域連合議会（以下「議会」という。）の公印の調製、保管及び取扱い等については、この規程の定めるところによる。

(公印の定義)

第 2 条 この規程において公印とは、公文書に使用する議会の職印をいう。

(公印の種類及び区分)

第 3 条 公印の名称、字句、形状、寸法、個数、保管責任者及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印の取扱)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、公印の取り扱いについては、津軽広域連合公印規則（平成10年規則第 3 号）の例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年 2 月16日議会訓令第 1 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	字句	形状寸法	個数	使用区分	保管責任者
津軽広域連合 議会議長印	津軽広域連合議 会議長之印	正方形 21mm	1	議長名をもってする 文書	書記長
津軽広域連合 議会副議長印	津軽広域連合議 会副議長之印	正方形 21mm	1	副議長名をもってす る文書	書記長